

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「地域包括ケア「見える化」システム
（プロトタイプ）利用マニュアル」の更新について
計14枚（本紙を除く）

Vol.364

平成26年3月31日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3944）
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡

平成26年3月31日

各都道府県

介護保険主管課（室） 御中

各 保 険 者

厚生労働省老健局老人保健課

「地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）
利用マニュアル」の更新について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成26年2月28日付事務連絡「地域包括ケア「見える化」システムのプロトタイプ
の運用開始について」においてご案内した標記マニュアルについては、平成26
年4月1日付で一部内容を更新いたします。更新内容は、マニュアルの最終ページに記
載しております。

また、マニュアルにおいても記載しているとおり、平成26年4月1日からヘルプデ
スクが下記のとおり変更となりますので、ご留意の上、引き続き本システムをご活用く
ださい。

記

平成26年度試行的「見える化」事業ヘルプデスク

e-mail : mieruka-help@ncsx.co.jp

FAX : 03-5532-8867

**地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ)
利用マニュアル(概要版)**

平成 26 年 2 月 28 日初版

平成 26 年 4 月 1 日版

厚生労働省 老健局 老人保健課

1. 介護・医療関連情報の「見える化」の推進の目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指す必要があります。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要になります。地域の特性は、高齢化の進展状況をとっても、人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部もあれば、75歳以上人口の増加は穏やかで人口は減少する市町村部もあります。地域包括ケアシステムは、地域の実情を把握している保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

地域包括ケアシステムの構築を目指すにあたっては、都道府県・保険者が長期的な視点を持って、取り組むことが必要です。第5期の介護保険事業計画から、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスといった地域包括ケアシステムの実現に必要な要素を記載する取組が始まっています。第6期以降の介護保険事業計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年に向けて、いわば「地域包括ケア計画」として位置づけ、第5期計画で取組を開始した地域包括ケアシステム構築のための取組を承継発展させるとともに、在宅医療・介護連携の推進等に積極的に取り組み、市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格化していく必要があります。都道府県・保険者が着実に計画を実行するためには、現状分析に基づいて実行状況を随時検証し、必要な施策を検討する必要があります。

これまで、現状分析を支援するためのツールとしては介護政策評価支援システムがあります。この機能を統合した上で、保険者・都道府県に対して全国比較等の結果を「見える化」し、直感的に分析可能とすること、分析で把握される同様の課題を抱える保険者等において取り組まれている施策等についての情報提供をすることにより、従来以上に保険者の介護保険事業運営を総合的に支援することが可能になります。

このようなことから、各地方自治体が行う、それぞれの地域の特性にあった地域包括ケアシステム構築に向けて、有益な情報を国民も含めて広く共有（＝「見える化」）することによって総合的な支援を推進します。

平成25年度においては、地域包括ケア「見える化」システムのプロトタイプ（以下、「本システム」という。）を構築し、平成26年2月28日より運用を開始し、随時内容を充実してまいります。

2. 地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）の概要

(1)地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）の全体像

本システムの全体像は以下のようになっています。



(2)地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）が扱う情報の範囲

本システムには、あらかじめ以下の情報が登録されています。これらの情報は今後定期的に更新を行っていく予定です。

| データ名称 | データ概要・出典 | 登録期間等 |
|---------------|--|-------------------------------------|
| 介護保険総合DB | ・認定ソフト2009SP3を使用して保険者から国に送信された要支援・要介護認定データ | 平成24年5月 ～平成25年6月送信分 |
| | ・介護サービス施設・事業所から都道府県国保連合会に伝送された介護給付費請求情報データ | 平成24年5月 ～平成25年6月審査分 |
| 日常生活圏域ニーズ調査結果 | ・予防情報送信ソフトを使用して保険者から国に送信された日常生活圏域ニーズ調査のデータ | 平成26年1月 ～平成26年6月送信分 (予定) |
| 介護保険事業状況報告 | ・厚生労働省が実施する公的統計調査のデータ ・詳細は厚生労働省ホームページ ¹ を参照 | 平成18年5月月報 ～平成25年9月月報 |
| 国勢調査 | ・総務省が実施する公的統計調査のデータ ² ・「地図で見る統計（統計GIS）」において公表される町丁・字等別集計を利用 ³ | 平成12年（平成12年10月）～平成22年国勢調査（平成22年10月） |
| 日本の地域別将来推計人口 | ・国立社会保障・人口問題研究所が実施した平成22年10月～平成52年10月までの市区町村別将来推計人口のデータ ⁴ | 平成22年10月 ～平成52年10月 |
| 施策事例情報等 | ・厚生労働省ホームページで公開されている地域包括ケアシステム構築へ向けた取組事例 ⁵ | |

¹ 介護保険事業状況報告（月報）の詳細は厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0329-1.html>）を参照

² 国勢調査の詳細は総務省統計局ホームページ（<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>）を参照

³ 「地図で見る統計（統計GIS）」の詳細はe-Statホームページ（<http://e-stat.go.jp/SG2/eStatFlex/help/help.html?hid=72>）を参照

⁴ 「日本の地域別将来推計人口」の詳細は国立社会保障・人口問題研究所ホームページ（<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>）を参照

⁵ 詳細は厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/）を参照

(3)地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）が提供する情報の概要

本システムでは、介護保険事業の現状分析に資する情報について都道府県、保険者及び日常生活圏域単位に情報提供を行います（提供される具体的な情報は参考資料1を参照）。

なお、本システムで提供される情報の集計に含まれる高齢者数が10人に満たない情報については、個人情報秘匿に配慮して提供を行いません（公的統計等で公表されている情報については、そのまま提供します）。

1)目的別に整理して提供する指標

介護保険政策評価支援システムで提供されている指標を提供しています。指標は、次の7つの目的に整理したうえで提供しています。介護保険政策評価支援システムの詳細については、「介護政策評価支援システムの解説（Ver1.02 2013/03/15）」を参照してください。

①保険給付と保険料のバランス分析

給付水準（第1号被保険者1人当たり給付月額）と第1号保険料の分析を行います。

②認定率のバランス分析

要介護度別の認定率、軽度（要支援1～要介護2）と重度（要介護3～5）の認定率を分析します。高齢人口のうち、前期高齢者数・後期高齢者数の割合で認定率を補正し、公平な分析ができるようにしています。

③要介護度別のサービス利用のバランス分析

居宅・地域密着型・施設サービスそれぞれについての要介護別のバランスを分析します。居宅重視・中重度認定者重視の利用が達成されているか、などを点検します。

④サービスのトータルバランス分析

在宅と施設、福祉と医療のバランス、各サービスの整備状況のバランスを分析します。過剰なサービス、不足しているサービスを点検し、今後のサービス整備の方向を考えます。

⑤要介護度別の居宅サービス利用者の給付単位数分布の分析

居宅サービス受給者1人1人のサービス利用額の分布を分析します。ケアプラン作成にあたって、適切なアセスメントが行われ、適切なケアプランが提供されているかを点検するとともに、要介護者とその家族の利用意識を検証します。

なお、本システムでは介護政策評価支援システムで提供されている指標のうち、指標5-1及び指標5-2については提供を行っていません。

⑥ケアプランを考える

居宅サービス受給者のケアプランについて、要介護度別に、いくつの種類のサービスが組み込まれているか、どのようなサービスが組み込まれているか等を分析します。

⑦個別サービスを考える

ケアプランに組み込まれる訪問介護等のサービスについて、要介護度別に、どのくらい利用されているか等を分析します。

2)特性別に整理して提供する指標

指標は、次の5つの特性に整理したうえで提供しています。各特性で提供される具体的な指標の詳細については、参考資料1を参照してください。

①都道府県・保険者の属性

総人口、世帯数、高齢化率等の都道府県・保険者における基本属性となる指標を提供しています。

②保険給付と保険料のバランス

第1号被保険者1人当たり保険給付月額、第1号被保険者の基準保険料月額を提供しています。

③要介護認定

要介護者数及び要介護認定率等、要介護認定に関連する指標を提供しています。

④サービスの利用状況

サービス種類別第1号被保険者1人当たり給付月額、受給率等のサービスの利用状況に関連する指標を提供しています。

⑤保険者内の高齢者の状況

日常生活圏域ニーズ調査の結果から算出されるリスク高齢者の割合、社会参加の状況等の高齢者の状況に関連する指標を提供しています。

(4)今後のスケジュールについて

本システムは平成 26 年度についても引き続き運用を行う予定です。また、日常生活圏域ニーズ調査結果情報を送信いただく保険者については、平成 26 年 6 月頃までを目途に送信をお願いします。

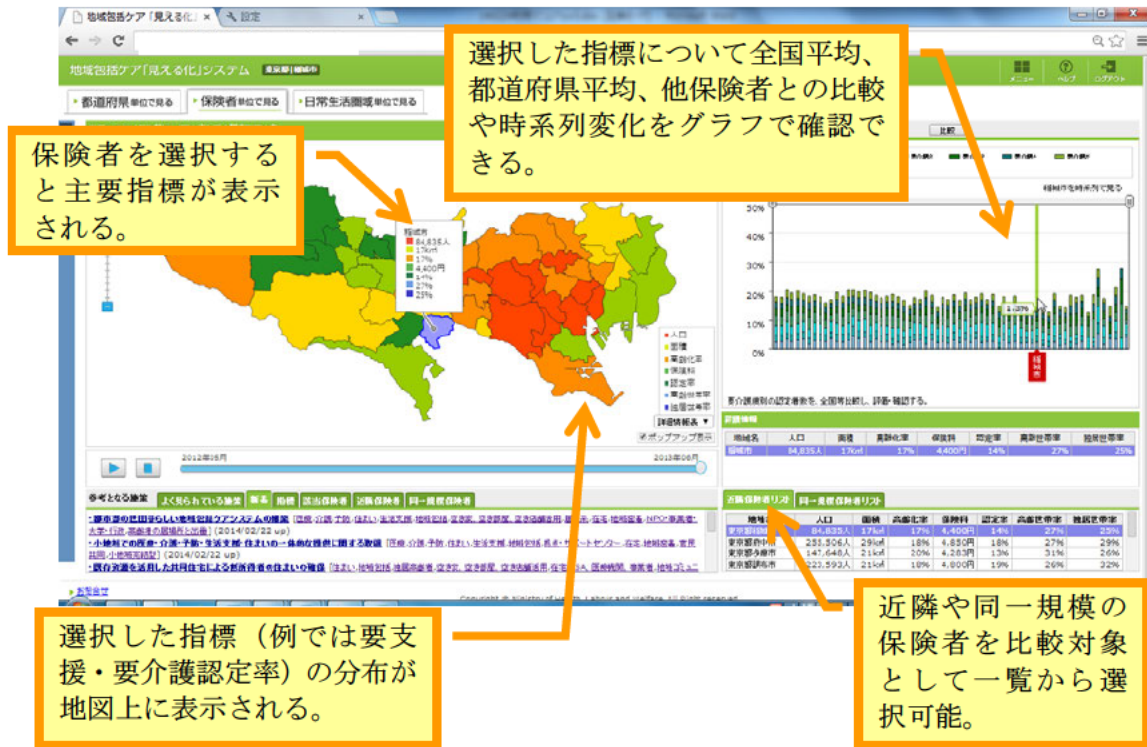
| | | 平成25 年7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 平成26 年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | |
|--------------------------|-----------------------------|-------------|----------------|----|-----|-----|---------------------------------|-------------|---------------------------|----|----|---------------------------|-------------------|--|
| マイルストーン | | | ▲都道府県 担当者会議 | | | | ▲ ・圏域情報 登録 ・情報送信 開始 | | ▲見える化 試行システム 稼働(予定) | | | | | |
| 試行的 「見える化」 事業 | 分析手法・ 見える化方 法検討 | | → | | | | | | | | | | | |
| | 試行用 プロトタイプ システム開 発 | | | | → | | | | | | | | | |
| | 情報提供 開始 | | | | | | | | → | | | | ▲ | |
| 介護保 険総合 データ ベース | 日常生活 圏域ニーズ 調査情報 送信 | | | | | | | → | | | | ▲ 7月以降も引き続き 情報提供を実施 | ▲ 送信期限 (予定) | |

(5)地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）の機能概要

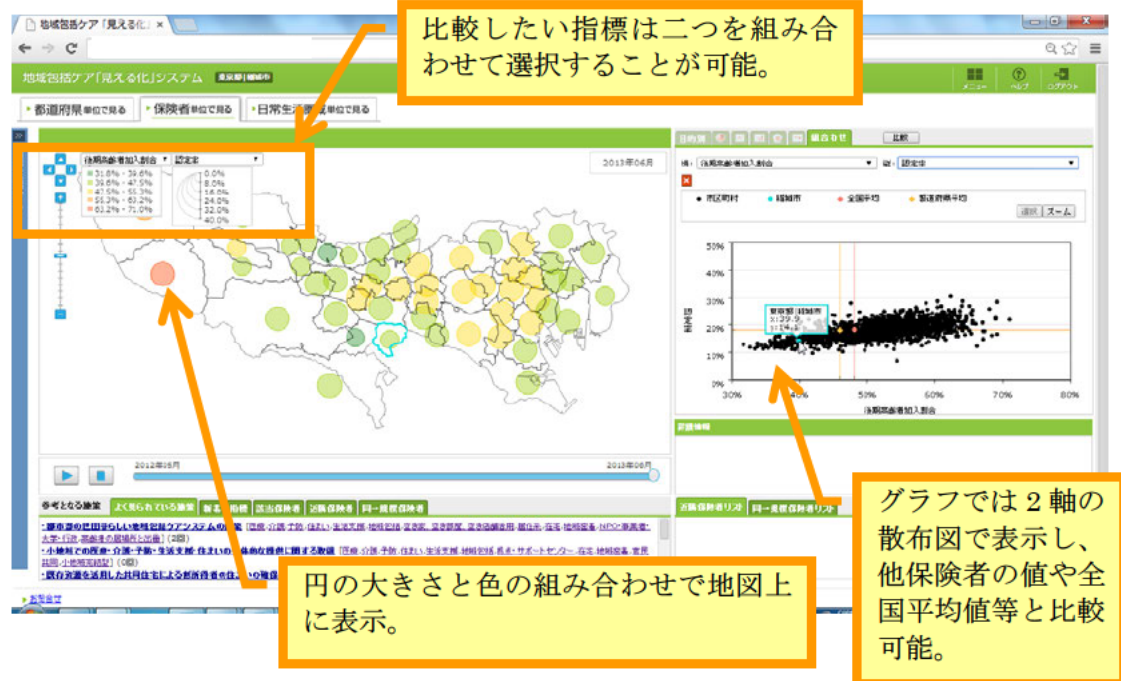
1)都道府県・保険者間比較による現状分析

本システムで提供する情報は地図及びグラフによって「見える化」し、都道府県間・保険者間の比較を直感的に分析できるように提供されます。

図表：一つの指標について保険者間比較を行う場合



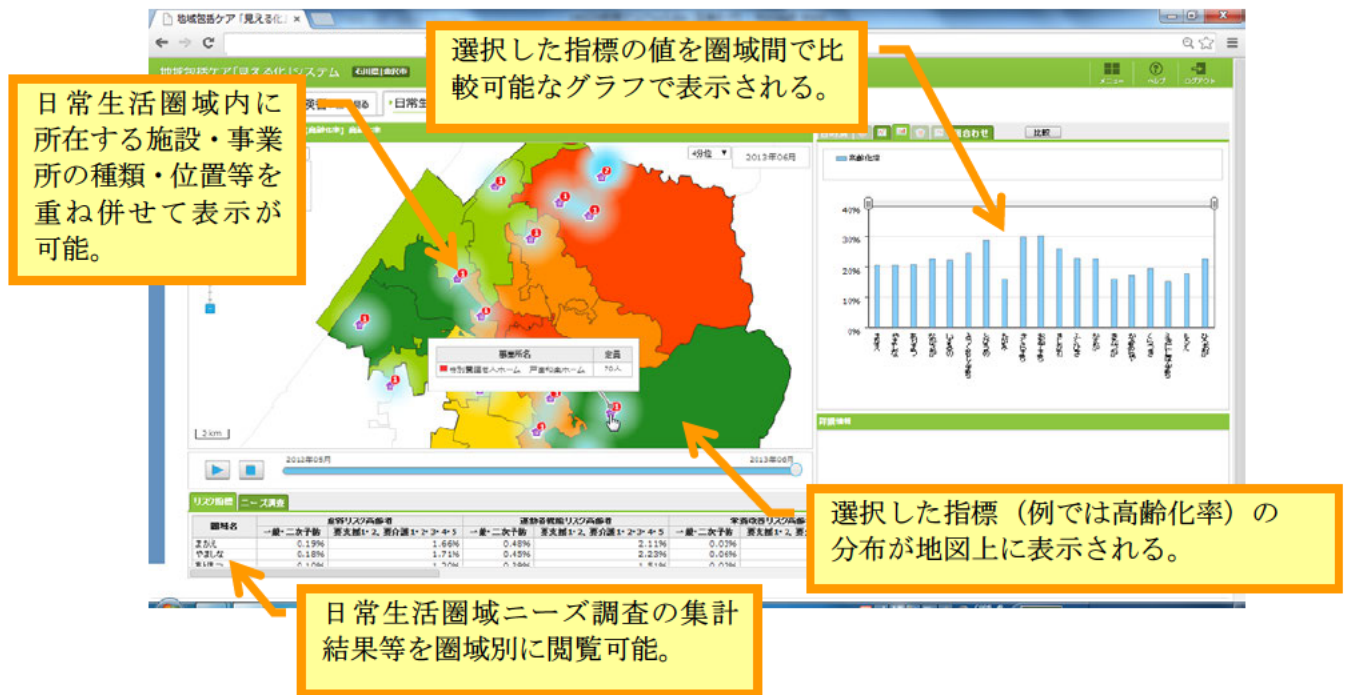
図表：二つの指標の組み合わせで保険者間比較を行う場合



2)日常生活圏域間比較による現状分析

本システムで提供する情報は地図及びグラフによって「見える化」し、日常生活圏域間の比較を直感的に分析できるように提供されます。また、日常生活圏域内に所在する事業所の位置等を重ね併せて分析することも可能です。

図表：日常生活圏域間の比較を行う場合



3)都道府県・保険者による取組事例の参照

表示している指標や比較対象として選択した保険者に関連する地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み事例等を閲覧することができます。

図表：都道府県・保険者による取組事例を閲覧する場合



3. アカウント情報の管理等について

(1)アカウント情報の管理等

本システムのアカウント情報は保険者毎に、提供される情報の閲覧と日常生活圏域境界等の設定権限を持つ管理者アカウントと提供される情報の閲覧権限のみを持つ一般アカウントの2つが発行されます。一般アカウントは、地域包括ケアシステムの構築に向けて本システムの情報を有効に活用していただける関係者に共有をしてください。共有することが想定される関係者は以下のような例が考えられます。ただし、本システムは試行的に運用されるものであり、大量のアクセス数には耐えられるようになっていないため、都道府県・保険者職員以外へのアカウント情報の共有は限定された関係者に留めてください。

- 都道府県・保険者内の介護保険担当以外の部局（医療・高齢者福祉・住宅関連の部局等）
- 地域包括支援センター
- 保健所
- 介護保険事業（支援）計画策定委員・・・等

本システムは試行的運用であるため、アカウント数を限定しています。そのため、共有された一般アカウントから大量のアクセスが確認された場合には当該アカウントを廃止し、アカウント情報を再発行させていただく場合があります。

(2)地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）が提供する情報の利活用の範囲について

本システムで提供を行う情報は、地域包括ケアシステムの構築に向けて本システムの情報を有効に活用していただける関係者に共有していただくことを想定しています。具体的には、都道府県・保険者における介護保険情報提供のホームページや業界紙・学術誌への寄稿等によって本システムによる分析結果を公開することで、保険者における介護保険事業計画策定、施策検討に役立てること、住民への説明資料に本システムの画面や情報を引用するなどによって共有する方法などが考えられます。そのため、不特定多数の方が本システムで提供する情報を閲覧する可能性に配慮し、本システムで提供される情報の集計に含まれる高齢者数が10人に満たない情報については、個人情報の秘匿に配慮して提供を行いません（公的統計等で公表されている情報については、そのまま提供します）。

【地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ)に関連するお問い合わせ先】

地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ) ヘルプデスク

(日本コンピュータシステム株式会社 事業推進部内)

メール mieruka-help@ncsx.co.jp / FAX 03-5532-8867

【修正履歴】

| 日付 | 修正内容 |
|-----------|---|
| 2014.2.28 | 初版 |
| 2014.4.1 | P.3 登録情報の期間を見直しました。 |
| 2014.4.1 | P.10 本システムのアカウント情報の管理等について追記しました。 |
| 2014.4.1 | P.11 地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）に関連するお問い合わせ先を修正しました。 |